

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 所掌事務（第8条—<u>第33条</u>）</p> <p>第3節 職制（<u>第34条—第46条</u>）</p> <p>第3章 警察学校の組織（<u>第47条—第50条</u>）</p> <p>第4章 警察署の組織（<u>第51条—第54条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第55条・第56条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（刑事部の分課）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(1) 刑事企画課</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>（人事課）</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9)～(13)</u> 略</p> <p>2 留置管理室においては、前項第9号及び<u>第10号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 警察本部の内部組織</p> <p>第1節 位置及び分課（第2条—第7条）</p> <p>第2節 所掌事務（第8条—<u>第32条</u>）</p> <p>第3節 職制（<u>第33条—第42条</u>）</p> <p>第3章 警察学校の組織（<u>第43条—第46条</u>）</p> <p>第4章 警察署の組織（<u>第47条—第50条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第51条・第52条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（刑事部の分課）</p> <p>第5条 刑事部に、次の課及び所を置く。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>（人事課）</p> <p>第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 通訳及び翻訳に関すること。</u></p> <p><u>(10) 所管行政に係る国際化対策に関する企画、立案及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(11)～(15)</u> 略</p> <p>2 留置管理室においては、前項第11号及び<u>第12号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p>

(生活環境課)

第18条 略

(刑事企画課)

第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪の捜査一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 犯罪統計に関すること。
- (5) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (6) 刑事警察の指導に関すること。
- (7) 手口捜査に関すること。
- (8) 指名手配に関すること。
- (9) 通訳及び翻訳に関すること。
- (10) 部内の庶務に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。

(捜査第一課)

第20条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

(9)・(10) 略

(生活環境課)

第18条 略

(捜査第一課)

第19条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪の捜査一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 犯罪統計に関すること。
- (5) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (6) 刑事警察の指導に関すること。
- (7)～(13) 略
- (14) 手口捜査に関すること。
- (15) 略
- (16) 指名手配に関すること。
- (17)・(18) 略
- (19) 部内の庶務に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しない

第21条 略

(組織犯罪対策課)

第22条 略

(1)・(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。

(4) 略

(5) 香川県暴力団排除推進条例(平成23年香川県条例第4号)の施行に関すること。

(6)～(11) 略

第23条～第35条 略

(参事官)

第36条 警務部に4人、生活安全部に2人、刑事部に3人、交通部に2人、警備部に1人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

第37条・第38条 略

(課長等)

第39条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(統括監)

第40条 警務部に、統括監1人を置き、事務職員をもって充てる。

2 統括監は、上司の命を受け、部の所掌事務のうち各部にわたる重要事項に係るものについての企画、立案及び調整に関する事務を掌理し、担当事務を処理する職員を指揮監督する。

こと。

第20条 略

(組織犯罪対策課)

第21条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4)～(9) 略

第22条～第34条 略

(参事官)

第35条 警務部に4人、生活安全部、刑事部及び交通部に各2人、警備部に1人の参事官を置き、警視正の階級にある警察官をもって充てられるもののほか、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

第36条・第36条の2 略

(課長等)

第37条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、鑑識課、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(室長等)

第41条 略

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者支援室長、鉄道警察隊長、少年サポートセンター長及び運転免許センター長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

第42条～第45条 略

(副参事)

第46条 部に、副参事を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

第47条～第56条 略

(室長等)

第38条 略

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者支援室長、監査室長、鉄道警察隊長、少年サポートセンター長及び運転免許センター長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

第38条の2～第41条 略

(副参事)

第42条 部に、合わせて副参事3人を置き、事務職員をもって充てる。

2 略

第43条～第52条 略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。